

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う預入中断期間の特例措置の拡充 (国 税 16):(所得税:外) (地方税 18):(住民税(利子割):外)
2	要望の内容	育児休業及び育児休業に準じる休業(以下「育児休業等」という。)を取得する勤労者の財産形成に向けた自助努力の継続を促進し、併せて勤労者が育児休業等を取得しやすい環境を整備するため、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄において、非課税措置を受けたまま預入の中断が可能な期間(現行最長2年)を、子が3歳に達するまで育児休業等を取得する場合を限度に延長できるように、税制上所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省 労働基準局 勤労者生活課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年:財産形成年金貯蓄制度の創設 昭和63年:財産形成住宅貯蓄制度の創設
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	政策目的及びその根拠
		<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主の協力のもと、賃金からの定期的な天引きにより、長期にわたり預貯金の預入等を行うことを基本としている。少子・高齢化の進展する中で、社会経済情勢の変化に即応し、安定した勤労者生活の実現を図るためには、勤労者の自助努力を基本に、これを支援する仕組みを引き続き整備充実することが必要である。</p> <p>財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)においては、元本及び利子の合計額が550万円を超えない場合、その利子等に対する非課税措置が講じられているが、預入が2年を超えて中断された場合、当該非課税措置は適用されないこととなっている。</p> <p>しかし、育児休業等期間中は賃金が支払われないことから、定期的な預入を行うことができず、預入が中断されたものとみなされるため、育児休業等の取得によって当該中断期間が2年を超えた場合、利子等に対する非課税措置は適用されない。</p> <p>育児休業等の取得については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、「女性の活躍推進」の観点から、「子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかける」こととされている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、勤労者財産形成貯蓄制度においても、育児休業等の取得によって不利益を被ることがないように、取得促進に向けた環境整備を行うことが重要である。</p> <p>したがって、勤労者の財産形成に向けた自助努力を妨げることなく、また育児休業等の取得促進が図られるよう、措置を講ずる必要がある。</p>

		<p>(政策目的の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進法(昭和46年6月1日法律第92号)抄 第三節 財産形成についての国の支援 第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税(都民税を含む。)の課税について特別の措置を講ずる。 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)抄 一. 日本産業再興プラン 2. 雇用制度改革・人材力の強化 女性の活躍推進 女性のライフステージに対応した活躍支援 ・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけるとともに、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。
	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標 ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること 施策中目標4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>2年以上の育児休業等を取得する勤労者(1.6万人(推計)。推計方法は別紙参照)について、それまでの資産形成に向けた自助努力を職場復帰後も継続可能とすることにより、勤労者の財産形成を促進し、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>2年以上の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者数 (現行制度上、育児休業等の取得によって非課税財形を継続できなくなる者)</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>本要望の措置が実施された場合、適用対象となる勤労者が非課税財形を継続できるようになるほか、これまで育児休業等の取得によって課税扱いとなる事を懸念して同貯蓄制度を利用していなかった勤労者への普及が見込まれる。</p>
8	有効性等	<p>適用数等</p> <p>887人(推計) 推計方法については別紙参照。</p> <p>減収額</p> <p>2.3百万円(国税)(推計) 0.8百万円(地方税)(推計) 推計方法については別紙参照。</p> <p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>平成23年度における育児休業等の取得者は、26.6万人であるが、2年以上の育休を取得した勤労者は1.6万人と見込まれ、そのうち非課税財形の契約者は869人と推計される。</p>

	育児休業取得者数 (人) (A)	2年以上の育児休業 取得率(%) (B)	2年以上の育児休業 取得者数(人) (C)=(A)×(B)
民間労働者	224,834	3.2%	7,195
国家公務員	4,002	12.1%	484
地方公務員	36,730	22.1%	8,117
計	265,566	-	15,796

869人(2年以上の育児休業取得者のうち、非課税財形の契約者数)

= 15,796(2年以上の育児休業等取得者数) × (3,001千件 / 54,820千人)

(非課税財形契約率(非課税財形契約件数 / 雇用者数))

この869人は、育児休業期間中は賃金が生じないため、非課税財形への預入を行えないことから、非課税措置の適用を継続して受けることができないため、勤労者財産形成貯蓄制度において、育児休業等の取得によって不利益を被ることがない環境が整備されているとは言いがたい状況である。

(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成23年度)

平成23年度における育児休業等の取得者のうち、育児休業期間が2年未満の勤労者は25万人と見込まれ、このうち非課税財形の契約者は約1.4万人と推計される。

249,770人(2年未満の育児休業等取得者)

= 265,566(育児休業等取得者) - 15,796(2年以上の育児休業等取得者)

13,673人(2年未満の育児休業等取得者のうち、非課税財形の契約者)

= 249,770(2年未満の育児休業等取得者) × 3,001 / 54,820(非課税財形契約率(非課税財形契約件数 / 雇用者数))

この1.4万人については、育児休業を取った場合でも、職場復帰後に預入を再開することで非課税財形を継続して保有することができるが、本要望の措置が実施された場合、2年を超え子が3歳に達するまで育児休業等を取得する勤労者も非課税財形を継続できるようになり、より幅広い層で資産の形成に向けた自助努力を支援するという政策目的を果たすことが可能となる。

(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成23年度)

育児休業を取得する勤労者数は増加を続けており、法定を上回る育児休業等を取得可能としている事業所の割合も、増加を続けている。勤労者にとっては、自己の望む期間、育児休業を取得できる環境が整備されつつある。

しかしながら、非課税財形を契約している勤労者が2年以上の育児休業を取得しようとした際、現行制度ではそれまで積み立ててきた非課税財形を継続できなくなることにより、勤労者の自助努力に対する国の支援が途切れることとなる。このため、育児休業の取得・勤労者の財産形成の双方にとっての阻害要因となっている。

(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年度)

本要望の措置が実施された場合、育児休業等の取得期間は3年を超えない者が99%()であることから、殆どの勤労者が従来から契約していた非課税財形を利用して財産形成を継続することが可能となり、勤労者生活の安定が図られ、併せて育児休業の取得促進に向けた環境整備につながる。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」より

9	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本要望は、勤労者財産形成促進制度を利用する勤労者が長期の育児休業等を取得する際の制度上のデメリットを解消することで、勤労者の財産形成に向けた自助努力を支援し、併せて育児休業等の取得に向けた環境整備を図るものであり、政策手段として有効な措置である。</p> <p>また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「雇用均等基本調査」によれば、2年以上の育児休業等を取得することができる事業所は増加しており、平成22年度には500人以上の事業所で約30%、5人以上の事業所においても10%を超えており、本要望の必要性は増している。</p> <p>他の支援策又は義務付けはない。</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者の財産形成を事業主及び国が協力して支援する制度であり、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第8条において、国は課税について特別の措置を講ずることとされている。</p> <p>勤労者に対し、育児休業取得後も非課税財形を継続して活用できるよう支援するためには、租税特別措置が引き続き適用されるよう措置する以外の政策手段で代替することはできない。</p> <p>本要望の措置が実施されることにより、勤労者生活の安定・充実がはかられることは、生活の安定と安心につながり、地域経済の活性化につながるものである。併せて、育児休業取得に向けた環境の整備が図られることとなり、地域における労働力人口の減少に歯止めを掛けることにつながる。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

○財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄における育児休業等取得に伴う 預入中断期間の特例措置の拡充に係る減収額見込

平成25年8月
厚生労働省労働基準局勤労者生活課

・減収額の積算に係る前提条件

○現行制度

財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄(以下「非課税財形」という。)は預入が2年行われなかった場合、最後の預入日から2年が経過した日以降に支払われる利子等について、課税扱いとなる。

なお、解約した場合は、過去5年に生じた利子等について、遡及して利子等に課税。

(租税特別措置法第4条の2第9項、第4条の3第10項、同法施行令第2条の13第1項の規定による)

○算定に当たっての条件

預入中断から2年経過に伴う非課税から課税への移行により、解約するものと仮定。

(預貯金はそのまま課税で保持できるものもあるが、保険商品は約款上強制的に解約となるため)

○減収額の考え方

新たに非課税対象となる者 × 課税対象利子額(5年分) × 税率(国税15%、地方税5%)

※利子額は、非課税財形において最大シェア(契約件数の36.5%)を有する労働金庫の預金金利を使用

(新たに非課税対象となる者の算出)

非課税財形を保有する勤労者で、2年を超える育児休業を取得する者 (H)

= (D,E,F) 育児休業の取得者数 (平成24年度実績)

× (B/A) 非課税財形の普及率 (平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:①

× (G,H,I) 2年を超える育休の取得率 (平成24年度実績) …新たに非課税対象となる者の算出表:②

(課税対象利子額の算出)

(育児休業取得年齢層の非課税財形貯蓄残高 × 利子率)の各年度分の和(N)

= (c) 非課税財形の平均貯蓄残高

× (d) 39歳以下の勤労者世帯が保有する貯蓄額及び全年齢平均の貯蓄額の比

× (f) 利子率

…遡及課税対象利子額の算出表:①

Σ 上記計算式で示した額の各年度の和

…遡及課税対象利子額の算出表:②

・減収額の積算

(初年度、平年度共通)

・2年以上の育児休業を取得する勤労者数:

(D, E, F)の育児休業取得者(平成25年度推計) × (G, H, I)の2年以上の育児休業取得率(平成25年度推計)

(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%) = 16,733 人

・2年以上の育児休業を取得する勤労者のうち、非課税財形の契約者数:

2年以上の育児休業を取得する勤労者(平成25年度推計) × (C) 非課税財形の普及率(平成25年度推計)

5.3% × {(251,527人 × 3.2%) + (4,129人 × 12.1%) + (37,030人 × 22.1%)} = 887 人

・減収額(国 税): 所得税(利子所得) 15%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 15%(税率)

887 人 × (16,995 円 × 15%) = 2,260,963 円

・減収額(地方税): 道府県民税(利子割) 5%

(H)の減税対象者数(平成25年推計) × (N)の課税対象利子額(5か年平均) × 5%(税率)

887 人 × (16,995 円 × 5%) = 753,950 円

(新たに非課税対象となる者の算出表:①)

年度	雇用者数 (千人) (A)	非課税財形 の契約件数 (千件) (B)	非課税財形 の普及率 (%) (C)=(B)/(A)	育児休業取得者		
				民間労働者 (人) (D)	国家公務員 (人) (E)	地方公務員 (人) (F)
平成20年度	54,820	3,297	6.0%	166,661	3,365	35,231
平成21年度	55,090	3,185	5.8%	183,542	3,300	35,806
平成22年度	54,980	3,093	5.6%	206,036	3,594	36,349
平成23年度	54,820	3,001	5.5%	224,834	4,002	36,730
平成24年度	55,210	2,900	5.3%	237,383	4,002	36,730
平成25年度(推計)	55,210	2,900	5.3%	251,527	4,129	37,030

(新たに非課税対象となる者の算出表:②)

年度	2年超の育休取得率			2年超の育休取得により解約となる者(H)			計 (人)
	民間労働者 (%) (G)	国家公務員 (%) (H)	地方公務員 (%) (I)	民間労働者 (人) =(C)×(D)×(G)	国家公務員 (人) =(C)×(E)×(H)	地方公務員 (人) =(C)×(F)×(I)	
平成20年度	3.2%	11.1%	18.2%	320	22	385	727
平成21年度	3.2%	10.5%	19.4%	341	20	403	764
平成22年度	3.2%	11.0%	20.5%	369	22	417	808
平成23年度	3.2%	12.1%	22.1%	396	27	446	869
平成24年度	3.2%	12.1%	22.1%	403	26	430	859
平成25年度(推計)	3.2%	12.1%	22.1%	427	26	434	887

※(A)は、総務省統計局「労働力調査」による各年度の3月分(季節調整済)。

(B)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

(C)は、育児休業給付初回受給者数(厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」)による。□

(D)、(H)は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(E)、(I)は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」による。24年度の取得率は未発表のため、前年同値で試算。

(G)は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究」(平成23年度)による。

(課税対象利子額の算出表:①)

	非課税財形 契約件数 (千件) (a)	非課税財形 貯蓄残高 (百万円) (b)	非課税財形 平均貯蓄残 高 (円) (c)=(b/a)	育児休業等 取得年齢層 の貯蓄残高と 全年齢平均と の比 (d)	育児休業取 得年齢層の 非課税財形 貯蓄残高 (円) (e)=(c)×(d)	年度末における 非課税財形の利 子率(%) (※労働金庫、 スーパー5年定 期) (f)	利子額(円) (g)=(e)×(f)
平成17年3月	3,926	7,506,117	1,911,899	0.513	980,804	0.12%	1,177
平成18年3月	3,755	7,272,390	1,936,722	0.573	1,109,742	0.25%	2,774
平成19年3月	3,580	7,052,262	1,969,906	0.503	990,863	0.57%	5,648
平成20年3月	3,426	6,831,218	1,993,934	0.509	1,014,912	0.62%	6,292
平成21年3月	3,297	6,575,957	1,994,527	0.565	1,126,908	0.42%	4,733
平成22年3月	3,184	6,348,005	1,993,720	0.498	992,873	0.18%	1,787
平成23年3月	3,093	6,137,741	1,984,397	0.507	1,006,089	0.11%	1,107
平成24年3月	3,001	5,924,104	1,974,043	0.537	1,060,061	0.07%	742
平成25年3月	2,900	5,698,077	1,964,854	0.527	1,035,478	0.05%	518

(遡及課税対象利子額の算出表:②)

(単位:円)

解約年度	解約 1年前分の 利子額 (e)×(f)=(I)	解約 2年前分の 利子額 (e)×(f)=(J)	解約 3年前分の 利子額 (e)×(f)=(K)	解約 4年前分の 利子額 (e)×(f)=(L)	解約 5年前分の 利子額 (e)×(f)=(M)	課税対象 利子額 計 (N)=(I~Mの計)
平成20年度	4,733	6,292	5,648	2,774	1,177	20,624
平成21年度	1,787	4,733	6,292	5,648	2,774	21,234
平成22年度	1,107	1,787	4,733	6,292	5,648	19,567
平成23年度	742	1,107	1,787	4,733	6,292	14,661
平成24年度	518	742	1,107	1,787	4,733	8,887
5力年平均	1,777	2,932	3,913	4,247	4,125	16,995

※(a)~(c)は、厚生労働省労働基準局「勤労者財産形成促進制度の実施状況」による。

※(d)は、総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」から厚生労働省労働基準局において推計。

※(f)は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課調べ。